

京都市告示第 5 2 2 号

身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 3 0 年 1 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
杣友 由美	社会医療法人太秦病院附属 うずまさ診療所	内科, 消化器科	小腸, 呼吸器	肢体
杣友 由美	社会医療法人太秦病院附属 うずまさ第二診療所	内科, 消化器科	小腸, 呼吸器	肢体
杣友 由美	社会医療法人 太秦病院	内科, 消化器科	小腸, 呼吸器	肢体
根津 幸彦	(医) 永原診療会 千本診療所	内科	肢体, 呼吸器	音声・言語, 心臓, 腎臓
柴田 勝博	(財) 仁風会 京都南西病院	リハビリテーション科	肢体	音声・言語

(地域リハビリテーション推進センター企画課)